

## 加入の手続き

登録内容	手続き方法
新規法人・施設登録	共済契約申込書（様式第1号）、退職共済関係事務取り扱い委任状（様式第2号）（法人登録の場合は不要）、預金口座振替依頼書を提出のこと。関連書類は、共助会から送付します。
新規加入者登録	共助会新規加入届（様式第5号）を提出のこと。

### 新規法人・施設、加入者登録までの流れ

- ① 共助会への加入を検討する場合、共助会事務局までご連絡ください。  
電話番号 / 043-245-1729 または 043-245-1749  
共助会事務局から加入を検討するための関連資料を一式、ご送付します。
- ② 検討した結果、加入を希望する場合は事務局までご一報ください。  
その際、共助会についてご理解頂くため、担当者に事務局へのご来所をお願いしています。
- ③ 担当者が事務局へご来所された際、新規法人・施設、加入者登録に必要な書類のことを説明し、関連書類一式をお渡しします。
- ④ 担当者には法人・施設にて書類を作成後、共助会事務局まで送付して頂きます。

### 注意事項

書類作成のために共助会事務の手引を配布しています。必要事項の記入もれが無いか、施設長印（あるいは法人代表者印）の押し忘れが無いかをご確認ください。

特に、加入月や本俸を記入する際、書き間違えないようご注意ください。